

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二·一第 卷八十五第

---

高田博士還曆記念論文集

---

行發月二年九十和昭

# 支那銀行業務の規制

德 永 清 行

## 一 制肘と刺戟

支那銀行業については、短期的事象のみならず、長期的事象を通観するにおいても、畸形的展開が強く描出される。凡そ概観するにおいては、特殊の事象は輕視され得る場合が少くないが、支那にあつては、獨り金融界についてのみならず、その全面的大勢を示すものには却つて、正常の事象が乏しい。銀行業についてもその畸形的推移は當然注視され來つたところである。

支那銀行業はその創設以來、畸形的推移を経たものであり、對内的には地方的牽制があり、對外的には國際的束縛があつたことについては、表現の相異はあるけれども、この觀點は均しく論ぜられてゐるところである。その國內的牽引並に對外的拘束は表現のみならず、その意義するところについても若干の相異があるとしても、こゝでは概言してこの兩面の制約下に支那銀行業が正常的軌道に乗ることが出来なかつた一斑に觸るれば足りる。一應、畸形的推移を支那銀行業の商業銀行化において求め得るとはするが、この畸形的なる裡に從來看過されてゐた事態があつたことを検討して置く必要があるかと思ふ。内外兩面の制約に次いでこの桎梏下は銀行業自體に關して吟味さるべき視野に及ぶことにする。

先づ對外的事情に緣由して銀行業生成の原因の大意を尋ねて見る。支那に外國勢力が入つたことは南京條約以後において明確なるものがあるが、それは支那經濟へ對する侵害であつたと共に支那經濟への刺戟であつた。外國銀行として麥加利銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China) や匯豐銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Corporation) の對支進出は支那新式銀行設立に當つて大きく模範となつたものである。支那新式銀行の設立に際しては支那經濟についての内外に互る二つの制約が當然金融機構にも伴つてゐるが、この制約が却つて新式銀行の設置を促進した動力でもあつた。國際的束縛は畢竟桎梏ではあつたが、外國勢力の對支進出は支那については侵蝕であつたと共に啓發したところ多きものでもあつた。新興の氣は金融界にあつても當然生起した。殊に日清戰爭後における支那側における民族的自覺は諸制改新の要請を喚起したるものゝ多くが現れて居り、銀行制度もこれ等の動向と同様なる傾向にあつた。その早き具體化として中國通商銀行を一典型として取上げる。中國通商銀行は支那側新式銀行としては嚆矢となつたものであり、その性格においても單なる民間通商銀行とは斷じ難いものであるが、それ等についてはいまこゝでは立入らない。兎に角、中國通商銀行の使命は財政目的より離れて國際貿易の發達を圖らんとするにあつたことはこれを確認することが出来る。中國通商銀行の設立は單なる商業目的に集中さるべきものではなかつた。特殊銀行として國際貿易の發展に貢獻せしめんとするにあつたことは、意識的に講ぜられた機構からか、又自然の推移からか、財政よりする壓力を回避し得るの立場に至つたものと見る事が出来るかと思ふ。併し乍ら中國通商銀行は外國勢力の進出せんとしたる通商關係にその進路を求め、一面外部的支配より離脱せんとしたものであつたが、他面においては外國資本より獨立したものではあり得なかつた。又中國通商銀行の奏請に當つては國家銀行としての性格も求め得るけれども、參劃者の大部分は上海商

業界の巨頭といはるべき人物が多きを占めることになつた。このことは中國通商銀行をして國內的牽引からは緩  
和せしめたことにはなつたとしても、對外的拘束には逆に引つけられざるを得ないことになつた。蓋し上海商業  
界を代表した支那實業家の實體は當時醸成されたる買辦資本であり、彼等は買辦資本の代表者であつたからであ  
る。これ等買辦資本が金融機關を後盾として要求するに至つたことが、中國通商銀行の設立となつたとすれば、  
そのことの當然の結果とはいへ、こゝに外國銀行との關係に密接なるものが求められる。<sup>1)</sup>

以上は對外的事情についてであつたが、以下にあつては國內的事情に概要を求めて見る。地方的牽制は半封建  
的怪俗ともいはれる分野である。金融上について見れば、清朝末期における各省官銀號の設立となつてゐるとこ  
ろは、見方によれば地方的牽制下に新式銀行の運営を妨げたものではあるけれども、官銀號そのもの、機構は現  
代金融機關に近接したものである。更にこの性格は擴大して清朝末期における金融中樞としての戶部銀行の設  
立事情に徴すべきものがある。戶部銀行は設立の當初にあつては金融の統括と幣制の確立なる二大使命を持つて  
ゐたものであり、その限りにおいては戶部銀行は地方的牽制を超越せんことを使命としたものである。金融中樞  
としての存在たり得るには未だ距離があつたとはしても、幣制の推行は急務ともいふべき程のものであつた。つ  
いては紙幣の發行統歸は當然主要なる實施事項の一つであつた。それは中央の紙幣を以て各地にあつて濫發され  
た紙幣を整理する必要に發するものであり、省官銀號の設立も當該地域の金融・通貨政策の中心たる限り地方的  
牽制はあつたとしても現代的な金融總攬の要請を持つたものである。然るに後來、民國二十四年十一月の新貨幣  
政策の實施に至るまでは懸案として持越されたものといはなければならぬ程度を出でてゐない。この種金融中樞  
としての存在は地方的牽制を打破すべき使命の下に金融の統括と幣制の確立を標榜して出發したる側面は固より

1) 中國銀行業之組織及其業務、經濟研究、第二卷、第八期、p. 34.

一應取上げられることがらではあつたが、現實には逆に金融界に對する地方的牽制を加重するの結果に終始したとも見なければならぬ。その理由とするところは省地域にあつては省財政の壓力が當該中樞金融機關にかゝつて居り、中央銀行としての建前においても中央政府の財政上の重荷がこれにかゝつたからである。金融の總攬と幣制の推行なる二大使命の下において、紙幣發行の持つ役割は重大であるが、紙幣發行は統歸されざるまゝに別途の要請に答へたものともなつた。即ち財政窮迫の彌縫策として紙幣發行の措置が大きく働いたのであり、財政の困難が金融中樞機關としての新式銀行の設立機縁となつたものでもある。紙幣發行の不統一は一般銀行への設立促進の動力でもあり、銀行業は本來の業務においてその發展を期するよりも紙幣發行權の享受によつて經營上の有利性を獲得したものとなつてゐる。後來支那銀行業務が公債との交渉密接となり、株券、社債の面より遠ざかつた一聯の動向が既に早く設立の當初において求められるともいへるであらう。

## 二 新興と停滯

支那銀行業は國際的束縛においては買辦的隸屬性を多分に持つてゐるが、地方的牽制からしても獨自性を喪失し勝ちであつた。新式銀行創設以降の經過を要約して見るに、外國勢力の刺戟は支那における新興の機運を生起したことは認められるが、それだけにとゞまつた。外部的には外國商業資本の對支活動の領域においての展開たるにとゞまつたものでもある。對内的には官銀錢號延いて省立銀行の設立に急なるものがあり、やがて中央銀行としての創設機運も起り、更に商業銀行として相當活潑なる動きも現れてゐるが、内部的には財政の窮迫に交渉が加重されてゐたものである。對内的にも對外的にもその制約を單なる制肘と見ずして、そこに生起した新興の

機運を見出すと共に、制約は畢竟制肘たるより脱し得ざりし複合的經緯を見て置かなければならないと思ふ。この場合一言附加すべきことがある。對外的拘束とはいふものゝ制約するのみでなかつた經緯については既に簡略乍ら觸れたところであり、それは國內的牽引を繞つても同様に見ることも出来たところである。然るに外統上進歩的要素乃至現象があつたとしても、内實上には停滯的要素乃至現象が続いたことについては、國際的束縛の極端は地方的牽制の中に出出されるゝ推進によつて克服し得べき出路を求むべきであらうが現實の効果を求めることが出来ない。更に掘下げて銀行業務それ自體において健全なる運営についても打立つべかりし正常的發展が求め得られない。

支那銀行業の動因となつたものを以上の如く要約したが、この事情は長く存続するところとなつた。民國以降にあつて各省官銀號の省立銀行への改組も新式銀行の數的增加の原因となつて居り、又民國革命以後にあつて票號及び錢莊の打撃に代替して新式銀行の伸展も新式銀行の數的增加の原因である。併せて特殊銀行の設置も新式銀行の數的增加の原因である。併し乍らその何れにあつても夫々の目標を持ち乍ら所期の目的に邁進してゐない。それは社會經濟の情勢が相應するだけに到達してゐなかつたために軌道に乗るを得なかつたといはれるところであるが、爾後における改新の乏しきは銀行業務に即しても憾多しを見るところである。<sup>3)</sup> 銀行業は夫々の分野を營業目的に副ふ範圍においても進路を得ざりしものであり、況や國民經濟と一體になるの域には到底進出することが出来なかつた。

民國三年歐洲大戰の勃發は支那銀行業の發展に好條件を與へて居り、盛況を傳へてゐる。併し乍ら當時の銀行業務は好機に際會し乍ら結局は對外的拘束より脱することも出来ず、對內的牽引より出づることも出来なかつ

た。大戰時支那民族工業は支那銀行業を刺戟し紡織業、麵粉業及び其他の工業に對しての投資機運が起つてはゐるが、大戰後はこの動向も阻止されることになつた。對外的拘束は支那側の排除によつて取拂はれたものでなく、大戰の終了と共に支那に對して一段と積極性を以て再登場することになつた。對内的牽引について見ても競争の禍亂より免れんとして中國銀行と交通銀行の混亂より、先づ中國銀行の商業銀行化となり、爾來民間銀行は商業銀行としての進路に發展の地盤を求めたものである。このことは支那銀行をして對内的牽引より遠ざからしめしものゝ如くであるが、實状は舊態依然たるものといはなければならぬ。即ち新式銀行の業務はその投資の出路を公債に求めたものであり、この公債取扱は投機利益を狙つたからである。<sup>4)</sup>

この間に處して附記すべきことは農業銀行の設立が増大して來たことである。これについても支那側の文獻に激し得る如く、農業經濟の特別なる發展が銀行の進出を必要としたといふのではなく、農村救済を必要として政府の勸奨によつて造出された機運であつた程度のものである。<sup>5)</sup>

支那經濟において銀行業の健全なる發達の前提として産業との交流を健全ならしめんとした要求は既に早いものがあるが、支那事變までの極めて大略を抽象的に敘述して見ても金融と産業との關聯は民族工業へ新式銀行としての近接を見んとしたことは若干認められるけれども結局は銀行業務の求むる利潤追求性の故にこれへ邁進出來なかつた。對内的牽引としての公債投資、對外的拘束としての買辦資本を取上げてその環境を説明することは出来るけれども、支那銀行の業務自體の上から金融と産業とが接近し難いものであつたことを看過してはならぬ。

支那銀行と民族工業との近接が多少乍ら認められたといふ事實は知ることが出来るが、支那新式銀行は畸形的

4) 前掲、經濟研究、第二卷、第八期、pp. 36—37, p. 54.

5) 前掲、經濟研究、第二卷、第八期、p. 40.

推移を辿つたものである。商業金融としての分野のみを走つた結果として、金融と産業との交流に乏しきを告げてゐる。金融は産業への出路を求むるに困難なりしを語るものがあり、それは既述の如く國內的牽引と對外的拘束よりして説明されてゐることである。この制約ありしにより支那金融業は畏縮して伸展し得ざりしものゝ如く説き來れるが在來一般の論調であつた。固よりそれは支那銀行業の發展については大きな制約ではあつたが、支那銀行業自體についての實情を看取することに一分野が取殘されてゐると思ふ。金融業が産業へ進出し難かりしについても、金融業の産業へ近接せんとした努力の跡には乏しい。支那金融業が一國經濟の本義に即してゐたならば、これ等内外の制約があつたとしても、必ずしも今日の如き事態において終始するものとはなつてゐなかつたであらう。

支那銀行業が産業證券への投資を回避し財政證券へ投資したるについても支那側自體の文獻に徵することが出来る如くに公債の持つ高利追求に外ならなかつた。銀行業の發展が公債を繞つて一條の新路を求めて居り、銀行資金の政治に關聯しての投資は利益多き出路となつて來たものである。賈士毅の「國債與金融」においてはこの間の實情が解説されて居り、王承志はこの銀行資金の新路についてその見解を披瀝するに支那金融の活路は公債、地産への投資の減少、産業貸付への重視を以てしてゐる。<sup>6)</sup>

### 三 主要業務の狹隘

支那銀行業の出路と題して銀行週報の論説に掲げてある要旨に次の如きものを見る。<sup>7)</sup> 即ち新舊何れの銀行にあつても現時に際會して事態即應の工作とすべき六項を計上してゐる。(一)銀行の營業は農工商業と別離の關係に

6) 前掲、經濟研究、第二卷、第八期、p. 37. 王承志、中國金融資本論、pp. 18—20.  
7) 朱斯煌、我國銀行業之出路、銀行週報、第二十七卷、第三十五—六期、pp. 3—4.

あらざることを、(二)銀行と實業家との連絡合作に關すること、(三)銀行業務の分野に關すること、(四)農業金融の推奨に關すること、(五)工商業經營の規模擴大に關すること、(六)銀行業務擔當者に關することこれである。右によれば銀行の私的利益を追求するを減め公的利益を目標として、國家社會の繁榮と銀行の隆昌とは相伴ふことを立論の基礎としたものである。從て銀行はその資金運用の方途について投機的利益に惑亂されることなく、資金の健全なる活用を強調したところに重點が求められる。孟子を引用して「苟得其養、無物不長、苟失其養、無物不消」として、支那銀行業がともすれば畸形的繁榮を追求し勝ちであつた舊弊より脱して經濟再編成のこの秋に際しての立場を明示せんと力説したものである。

上述の見解をこゝに銀行業務自體について制限して見る。凡そ銀行業務は受信業務 (Passive business) と授信業務 (Active business) との兩面を持つ。銀行業務がこの兩側面を持つことについては一應疑義のないところであるが、支那銀行法においてはこゝにも特殊な経緯が織込まれて見解の分岐を來したものである。それは兎も角として、銀行機能について受信業務が先行して即ち預金の受入れを運用して銀行なる本來の役割が遂行さるべきものであるか、或は授信業務が先行して先づ貸付の放出によつて而して預金を創造するかの見解においては一定してゐないものであるが、支那の場合この銀行本來の業務運用そのものが狭小なるものであることは第一次的に留意すべき観點となつてゐる。支那の銀行法においては、銀行なるものゝ意義を定めずして、主要業務を列舉して、その一を營むにおいて銀行法の適用を受けることにし、更に附屬業務を列舉してその兼營の範圍を示し、以て其他業務の兼營を許さざるものであつたことは從來明示したところであるが、稍複雑なる内容を時代の背景において看取しなればならない。

8) 民國二十二年三月二十八日立法院通過、同日公布せしむ、實施に至らなかつた。

銀行法についての取扱はこゝでは省略して、北支と中南支における現行の規定に即して検討する。北支の金融機關管理規則<sup>9)</sup>についてはその重視に値することは先づ第一條である。即ち「凡經營左列業務之一者、稱金融機關」として(一)收受存款及敍做放款或票據貼現 (二)匯款 (三)兌換となつてゐるから、金融機關の意味する範圍が銀行より擴大する。

中支におけるこの種の法規たる管理金融機關暫行辦法<sup>10)</sup>について第一條を見るに次の如くである。即ち「本辦法所稱金融機關、不問其名稱如何、凡經營左列各項業務者、均屬之」として(一)收受存款 (二)放款或票據貼現 (三)兌換或押匯となつてゐる。

北支にあつても、中南支にあつても取締範圍が過去の銀行法より擴大されてゐること、然も北支と中南支の場合とは全然同様には解しがたきこと等討究の對象になるが、こゝではこれ等を措き、銀行業務本然の内容が如何になつてゐるかについて、然もそれを瞥見するのみにとゞめる。支那の場合各銀行の預金が増加過程にあることは數字的檢討においてこれを示し得るが、貸付の數字には進展の跡が乏しい。抗戰地區についての一例を見れば、中國銀行及び聚興誠銀行を除く外は、貸付の低下を示してゐる。理論上からいへば、銀行が信用創造をなさずとしても、信用媒介が順當である限り、預金が増加すれば貸金はそれに應じて増大しなければならぬ。たとひ短期預金としての當座預金としての増加であるとしても、流動性のそれに對應して増大傾向において反映すべき筈である。然るにその現象を認め得ざるは抗戰地區の特殊事情による外に支那金融の後進性の一端が顯現したところである。もつとも信用の媒介と信用の創造の如何に立戻つて、如上の檢討を試むとしても、單に貸出の先行が投機性において現れることは健全性におけるそれとは自ら區別づけられるものがあるは、豫め前提して置かなければならぬ。

9) 民國三十年十二月十一日華北政務委員會公布。  
10) 民國三十一年八月二十二日公布。

ればならないことであり、支那の場合特に留意すべきことである。

#### 四 附屬業務の分野

北支及び中南支におけるこの種規定より、附屬業務を見る。北支について金融機關管理規則施行細則<sup>11)</sup>によれば第一條は次の如くである。即ち「金融機關於金融機關管理規則第一條所列業務外得營左列附屬業務但此外不得兼營其他任何業務」として(一)買賣有價證券 (二)代募公債及公司債 (三)倉庫業 (四)保管貴重物品 (五)代理收付款項 (六)代理保險業務を掲げてゐる。

中南支については前掲の管理金融機關暫行辦法によれば第十條は次の如くである。即ち「金融機關除經營左列各項業務外不得兼營他業」として(一)證券之應募承辦或買賣 (二)倉庫或保管業務 (三)其他金融機關之代理(四)金錢出納事務之代理を掲げてゐる。

有價證券の買賣は附屬業務として認められる程のものであり、事實これを以て直ちに支那銀行業の畸形的動向を察知し得るとは見えないが、併し乍ら經營の如何によつては投機性を多分に持つことになる。舊銀行法における附屬業務としての地金銀の賣買の一項に至つては外匯即ち外國爲替の賣買に伴ふ鞘取行爲となるわけであり、事實支那銀行業としてもかゝる傾向を帯びる匯割貼水、外貨買賣に至つては概ね錢莊、銀號の業務としたところであり銀行業本然の業務としてはこれを取扱ふこと少かりしを建前とした。然るに遊資運用の方策としては外國爲替は最も重要なるものゝ一つとなるわけであるから、銀行業としてもその遊資硬策を解決するのみならず併せてこゝに利益を追求するの方策を講ずるわけである。事變下支那銀行業が缺損を見透され乍ら、事實上にあつては利益を擧げ得たるは、この外國爲替買賣に俟つといはれてゐる。歐洲に戰亂勃發して以降は外國爲替操作は若

11) 民國三十一年五月十五日華北政務委員會財務總署公佈。  
12) 既設之金融機關兼營上述以外之業務時、應由華北政務委員會財務總署、限期令行結束。

干性能を變ずることになつた。それは地金銀、地産及び外商株式市場等に遊資が分散することになり、就中外商株券の賣買が最も賑つたものであり、この擧の延長は利益を探索して貨物の囤積並に擔保貸付となつて銀行投資の分野がこゝに展開したる現狀に到達することになつた。<sup>13)</sup>

有價證券への投資も銀行の利益追求の對象としてあるから、有價證券が公債を主たる内容としたこと、株式投資としても外商株券が取上げられたことの如きはこの間の消息を傳へるものである。然もかゝる意味において商業銀行として重要な分野を持つてゐるのである。その理由づけとなつてゐるところを支那側の文獻によつて見るに次の如きものがある。

(一) 支那の國民經濟組織は極めて幼稚であり、商工業は發達せず、因つて銀行投資は合理的な對象に缺乏してゐる。且資金放出は偶々遺憾なしとしない。即ち破産閉業債務不拂の虞あり、故に銀行は地金銀と有價證券とへ投資することが比較的妥當容易となる。

(二) 支那銀行は長い間に亙つて投機に馴れて成長したために、投機を以て重要な業務と見做してゐる。而して地金銀と有價證券との賣買は投機に適合してゐる。蓋し銀本位放棄以前にあつては銀價の變動常なく、金價も亦これに従て騰落し、銀行は利益の厚いところに惹きつけられ、こゝに群つて經營したものである。されば有價證券においては公債に集中してこれを對象としたものである。過去においては政府の信用鞏固ならず、公債の信用も亦佳良ならずして、騰落が甚しく大であつて、從て銀行はこれを經營した。

(三) 支那銀行の預金は均しく高利によつた吸集するものであるからして、その高利を考慮するために、資金運用は投機性ある現金と公債の賣買に向はざるを得なかつた。<sup>14)</sup>

附屬業務として「代募公債及公司債」「倉庫業」「保管貴重物品」及び「代理收付款項」の如きが北支のそれに見ら

13) 前掲、經濟研究、第二卷、第八期、pp. 55—56.

14) 我國商業銀行、中央經濟月刊、第二卷、第三號、p. 32.

れるが、これ等については特に取立て、置く程の事情はない。中支については少しく表現は異なるがその實體は同様に論斷し得る。就中公債及び社債の代理募集は國家の發行する公債や各會社の發行する社債についての募集發行、現金受入、利拂及び償還の如き總ての手續が銀行に委託されるは各國と同様のものであるが、支那の場合公債の大部分は國家銀行に委託され、社債の發行は未だ普及してゐないといふ兩面の事情に制約されて、商業銀行としてこの業務に占むる地位は微弱なるものである。倉庫業については擔保貸付並に荷爲替等についての商業上の貸出に當つて倉庫業の必要が説かれてゐるのであるが、この一項はその發展の段階における優位よりも支那商業銀行が倉庫業を經營するもの多きの事實において一つの特徴づけとなつてゐると見ることが出来る。保管貴重物品については別に解説する要もない。代理收付款項については銀行が顧客に代つて各種の金錢取引の出納をなすものであるから得意先勘定を繞つて銀行預金との關聯を密接に行くわけである。

支那銀行界にあつては附屬業務が重視されてゐることは現實の業績においてこれを見ることが出来る。支那側の意向にあつてもこの種傾向は支那金融の幸福となるものではないといふ<sup>15)</sup>。附屬業務が主要業務への扶助的役割を果さずして、附屬業務が獨自に投機目的に走る結果は必然銀行業の健全なる發展を阻礙することになる。

## 五 兼業の禁止

支那銀行業が公債投資に向つたことが國民經濟と一體とならなかつたこと、對蹠的に支那銀行業が産業投資を回避したことは銀行業としての兼業禁止の分野を守るに忠實なるものではなかつた。何れの國にあつても銀行業は兼業は一應禁制としての大勢にあつた。兼業そのものが徹底的に相容れざるものといふのではなく、兼業の流弊に警戒しなければならぬ實情が伴ふたからである。紙面の都合上兼業禁止の規定については省略するが、支那

15) 前掲、中央經濟月刊、第二卷、第三號、p. 33。  
16) 北支については金融機關管理規則、第六條、第七條並に施行細則、第十一條、第十二條參照。中南支については管理金融機關暫行辦法、第八條、第九條、第十條並に銀行細則、第二條參照。

の場合兼業禁止の建前にあり乍ら、商業銀行は往々にして儲蓄銀行業務を兼営したものである。儲蓄銀行が擴充して商業銀行に改組するとせば儲蓄銀行本来の分野が脆弱となる。商業銀行が儲蓄銀行業務を兼営してその分野を曖昧にするにおいては儲蓄本来の分野が安全を喪ふ。信託業と銀行においても自ら夫々の地域があり、支那の場合兼業の傾向にあつたことは、夫々の地位が確保されておれば別に兼業自體を徹底的に避くべきものとの論調にはなり難い。我國においては第八十一議會において商業銀行の貯蓄業務への進出があるが、支那の場合とその間相異なる生育過程の段階を知ることが出来ると思ふ。

それはともかくとして、支那の場合兼業禁止の持つ意義には更に檢出して置かなければならぬことがある。支那の商業銀行の畸形的發展とは次の側面においてもいはれるからである。新式銀行が商業銀行化といふ畸形的推移を辿つたといふだけでなく、商業銀行としては商業銀行たる本分に忠實ではなかつた。即ち商業銀行が商工業を經營するといふ分野がこれであり、米業を營むものがあり、日用品製造を營むものがあり、表面上それ等の商工業の企業會社は別個の組織となつてはゐるが、事實上は銀行の經營するところである。その主たる持主或は管理者は銀行職員が當つて居り、この種の現象は事變前既に發展の傾向にあつたといふ。然るに事變後にあつては各地實用品の需要が激増し、歐洲に戰爭勃發するや、支那への輸入貨が減退し、こゝに銀行側として乗すべき機ありとして、この種事業を起さんとするの傾向を増大した。こゝにおいて從來は銀行の商工業經營は直接經營ではなかつたものより、商工業經營の直接投資への展開を論議するものあるに至つた。<sup>17)</sup>銀行が直接投資の舉に出づることは固より銀行經營上の一分野として獨逸における先行例の如きを知るのであるが、銀行が商工業へ積極的に支援することは必ずしも事業そのものへの直接參割を必要とするわけでもない。國家が自國産業の發展に力を竭すところは銀行が國民經濟と一體性になつて伸びんとするところと全然一致する。商業銀行の資本出路として

17) 近百年來中國之銀行、學林 第九輯、p. 12.  
18) 楠見一正、島本融、獨逸金融組織論、pp. 279—280, pp. 285—292.

産業發展への援助乃至投資は戰時經濟においてのみ強調される筋合のものではないが、支那銀行業の動向が産業發展に貢献せんとするところには支那銀行業の發展段階が割せられる。それは形式的に間接經營より直接投資への移行がそのまま發展過程を示すものとはならない。銀行業としては畸形的推移にありしことは商業銀行化においての顯現があり、商業銀行はその立場において畸形的發展にありしまゝに兼業を求め、その分野の積極化を取出したとしても直ちに支那銀行業の正常化を意味しない。支那銀行業が商業銀行化し、商業銀行として兼業の禁制に突入したことは金融と産業の密接化ではなかつた。利潤追求の對象が投機的に求められしと性質を相異するものではなかつた。こゝに大きく決定づけらるべき動向は支那銀行業が國民經濟と一體性に動くことでなければならぬ。

銀行法上禁止業務である不動産買入は支那商業銀行の主要業務の一となつてゐるのである。これは支那側自體において認めてゐる如く、支那銀行業の畸形的發展の不良現象となつてゐる。<sup>19)</sup>

民國二十年前後には上海地産は黄金時代にあり、價格の高きものその頂上を極めた。ここにおいて銀行は均しくこれが經營に力を盡し、巨額な取引を行った。二十三年に至り、金融恐慌の發生して地産の暴落となり、上海各銀行は何れも動搖を蒙り、殆んど破産に瀕した。支那事變後、法幣價格の暴落は地産を再び騰貴せしめ、上海銀行業は又地産經營に乗出すことになつた。この故に吾人は、政府と金融當局とに要望するに切なるものがある。即ち各銀行の地産買入を速かに禁止し、先例の轍を覆んで金融紊亂を惹起し國民經濟の正常發展に影響するところなきを期したい。<sup>20)</sup>

地産投資については恐らく支那において最高の發展に達したものであらうといはれる。然もその最高の發達があつたとしても支那經濟の發展のためには逆効果を持つたものである。地産投資を繞つての外國銀行の介在は畢竟土地投機を喚起して主着資本を支那の貨幣市場乃至資本市場から奪取するの結果となつたものである。<sup>21)</sup> されば支那側の一見解として支那銀行制度の不整備なるまゝに商業銀行の不動産投資は農業銀行乃至不動産銀行の業務

19) 金融機關管理規則、第六條、第七條。管理金融機關暫行辦法、第九條、施行細則、第二條。

20) 論我國商業銀行、中央經濟月刊、第二卷、第三號、p. 33.

21) Chen Chia Tsün: Das chinesische Bankwesen, 1928, SS. 15—16.

を補整するにあつたとの観點は許されるけれども結局は不動産投資は投機目的以上には出て居らず、禁制さるべきを要請され乍ら、商業銀行の貸借對照表に異色を持ち續けたものである。<sup>22)</sup> 地産を活用し不動産銀行を設定せんとする提案は民國二十四年十一月の幣制改革以後高唱されたところであるが、現實には特殊銀行の名稱を持つものが普通銀行業務を營んで居り、これは一應支那銀行業の商業銀行化の動向において是認するとしても、普通銀行名稱を冠して特殊業務就中不動産抵當貸付の金融界における重要性が唱はれる程に經營し來つたものである。<sup>21)</sup> 不動産銀行の不備を補充するとしてこの支那銀行における不動産貸付を取上げても、金融疎通に資することの乏しかつたことは前述若干觸れしところの如くである。因みに支那事變以降における地産投資について見れば、事變勃發後上海地方の人口は激増して居り、家屋需要の切實なるにより、取引關係は旺盛となつて來てゐる。該業務についての統計によれば、二十六年度の地産取引六百二十餘萬元であり、二十七年度は倍加して一千三百二十餘萬元といひ、二十八年度は更に増加して五千五百六十餘萬元と語つて居り、銀行業の活動もこの中にあつて當然少からざるものがあつた。但し今次事變以降における地産投資については若干の保留事項も傳へられてゐる。即ち第一次上海事變以前における如く大量的の取扱となつては居らず、僅かに種々なる可能方法を利用して、先に買收せし地産を機に乗じ賣出すとか、買收の後家屋を建直して再び分割的に賣出すといった方法によつて居り、地産に對して抵當貸付を行ふといふことについては多くを見なかつたといふ。<sup>24)</sup>

かくの如くして支那銀行業の資本出路については正常的なる分野が開拓されて居らず、畸形的な間隙を求めてゐた。そのことは銀行業務として見れば銀行法規上に制定された主要業務と附屬業務とについては附屬業務の方がより多くの業績を占めて居り、更に兼業禁止規定に反して禁制の分野が最も多く特色づけられたものとなつてゐる。従つて銀行業務自體についての對策がこゝに伏在してゐることを檢出しておかなければならない。

22) 李文杰、中國銀行法之研究、經濟研究、第一卷、第七期、pp. 10—11.

23) 顧準、中華銀行會計制度、p. 5.

24) 前掲、經濟研究、第二卷、第八期、p. 59.